

ACUITY **LAW**

**CORPORATE
LAW NEWSLETTER**

MAY 2021
acuitylaw.co.in

Acuity Law LLP について

Acuity Law LLP は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。

Acuity Law LLP について更詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、インドの銀行法、会社法、労働法、証券法、外国為替法における 5 月の重要なアップデートについて取り扱っています。主な内容は以下の通りです。

1 銀行法 (BANKING LAW)

1.1 RBI Press Release on On-Tap Term Liquidity Facility to Ease Access to Emergency Health Services

1.2 RBI Notification on prepaid payment instrument (“PPI”)

2 会社法 (COMPANIES LAW)

2.1 MCA Circular on Contribution to Corporate Social Responsibility under section 135 of Companies Act, 2013 for COVID-19

2.2 MCA Circulars on Covid – 19 Relaxation

2.3 Relaxation in time period for conducting of board meetings

2.4 Relaxation of time for filing forms

2.5 Relaxation of time for filing charge creation / modification forms

3 労働法 (LABOUR LAW)

3.1 Notification on Enforcement of Section 142 of the Code on Social Security, 2020 by Ministry of Labour and Employment

3.2 Notification of Draft Industrial Relations (Central) Recognition of Negotiating Union or Negotiating Council and Adjudication of Disputes of Trade Unions Rules, 2021 by Ministry of Labour and Employment

4 証券法 (SECURITIES LAW)

4.1 Amendment to the SEBI (Portfolio Managers) Regulations, 2020

4.2 Amendment to SEBI (Prohibition of Insider Trading) Regulations, 2015

4.3 Amendment to the SEBI (Alternative Investment Fund) Regulations, 2012

4.4 Amendment to the SEBI (Listing Obligations and Disclosure Requirements) Regulations, 2015

4.5 SEBI Circular on Business Responsibility and Sustainability Reporting by listed entities

4.6 Consultation paper by SEBI on ‘Review of the regulatory framework of promoter, promoter group, and group companies under the SEBI (Issue of Capital and Disclosure Requirements) Regulations, 2018’.

4.7 Report by SEBI technical group on Social Stock Exchanges

4.8 Consultation paper by SEBI on the proposed framework for a Gold Exchange in India and the draft SEBI (Vault Managers) Regulations, 2021.

4.9 Amendments to numerous SEBI regulations in relation to amendments to the framework for Innovators Growth Platform (“IGP”).

5 外国為替法 (FOREIGN EXCHANGE LAWS)

- 5.1 RBI Circular on sponsor contribution to an AIF set up in overseas jurisdiction
- 5.2 Enhancement of overall limit for overseas investment by AIFs and Venture Capital Funds

1. 銀行法 (BANKING LAW)

2021年5月の銀行法関連の主なアップデートは、以下の通りです。

1.1. RBI Press Release on On-Tap Term Liquidity Facility to Ease Access to Emergency Health Services

1.1.1. 2021年5月7日、RBIは、5,000億ルピーの on-tap liquidity のレポ・レートでの最長3年間の提供を発表しました。これは、国内のCOVID-19関連の医療インフラやサービスを強化するため、即時の流動性を提供することを目的として行われるものであり、2021年5月7日から2022年3月31日まで運用されます。

1.1.2. 流動性調整制度の対象となるすべての銀行（地域農村銀行、指定協同銀行、都市協同銀行を含む）は、法人や個人への新たな融資支援のために資金を利用することができます。当該スキームの下で提供される融資は、融資の優先セクター分類を拡張したものであり、借り手に対して直接的に、あるいは仲介金融機関を通じて間接的に行われます。

1.1.3. 銀行は、COVID-19 loan book を作成することが求められますが、当該制度に対するインセンティブとして、loan book の範囲内における余剰流動性をレポ・レートより25bps低いリバースレポ・レートの利用が可能となっています。

1.1.4. 当該スキームにおいては、ワクチンメーカー、ワクチンや優先医療機器輸入・供給業者、病院・診療所、病理検査室・診断センター、酸素・人工呼吸器の製造・供給業者、COVID-19関連医薬品輸入業者、関連物流業者、治療を受ける患者等への融資が可能です。

1.1.5. Please click [here](#) to read the circular.

1.2. RBI Notification on prepaid payment instrument (“PPI”)

1.2.1. 2021年5月19日、RBIは、インドにおけるプリペイド決済手段（PPI）の運用に関する通達を発表しました。通達では、PPIの発行者に対し、顧客確認（Know-Your-Customer=KYC）に完全準拠した認証カードネットワークや統一支払いインターフェース（Unified Payment Interfaces = UPI）による相互運用性の提供が義務付けられており、2021年3月31日までの相互運用性の実現が求められます。大量輸送システム用のPPIは当該通達の適用外とされ、ギフト用PPIの発行者は相互運用性の提供についてオプションを有することになります。

- 1.2.2. また、KYCに完全準拠したPPIの場合の最大残高の100,000ルピーから200,000ルピーへの引き上げについても規定されています。
- 1.2.3. ノンバンクPPI発行者が発行する、KYCに完全準拠したPPIに関しては、以下の条件にて現金の引き出しが認められています。
- (a) 1回の取引につき、2,000ルピーを上限とし、1つのPPIにつき、月間10,000ルピーを上限とする。
 - (b) 現金引き出しは、追加の認証要素またはPINによって認証される必要がある。
 - (c) PPI発行者は、顧客救済のメカニズムを持たなければならない。
 - (d) PPI発行者は、PPI開設時、またはPPIへの資金のロード/リロード時に、現金引き出しのための適切な冷却期間を設けなければならない。
- 1.2.4. デビットカードや、オープンシステムのPPIを利用したPOS端末からの現金引き出し限度額について、1回あたり2,000ルピー、全体で10,000ルピーに合理化されました。
- 1.2.5. また、当該通達にて、現金引き出しに関するデータのRBIへの提出が不要となりました。
- 1.2.6. Please click [here](#) to read the notification.

2. 会社法 (COMPANIES LAW)

2021年5月の会社法関連の主なアップデートは、以下の通りです。

- 2.1. **MCA Circular on Contribution to Corporate Social Responsibility under section 135 of Companies Act, 2013 for COVID-19**
- 2.1.1. 2020年3月、MCAは、COVID-19関連のCSR資金支出について、適格なCSR活動とみなすことを明らかにした通達 [circular](#) を発表しました。
- 2.1.2. 2021年5月5日、MCAは、COVID-19治療のための医療インフラの構築、医療用酸素発生装置の設置、COVID-19対策の酸素濃縮器、人工呼吸器、ポンプ、その他医療機器の製造・供給等に利用された資金について、CSR支出とみなす旨を明らかにした通達を発表しました。研究開発プロジェクトや、公的資金で運営されている大学、科学、技術、工学、医学研究を行っている特定組織への寄付についても、CSR支出とみなされます。
- 2.1.3. また、政府系企業等は、2014年(CSR方針)規則およびMCAが発行したガイドラインに従って、CSR資金を用いた活動やプロジェクト・プログラムを、直接自社で、または他企業と共同で実施することが可能です。
- 2.1.4. Please click [here](#) to read the 5 May 2021 circular.

2.1.5. また、2021年5月20日、MCAは、2019-20年度に企業がPM CARES Fundに拠出したCSR超過額について、2020-21年度におけるCSR義務との相殺を可能とする通達を発表しました。当該拠出は、2020年3月31日までに行われており、最高財務責任者と法定監査人によって証明されたものである必要があります。

2.1.6. Please click [here](#) to read the 20 May 2021 circular.

2.2. MCA Circulars on Covid – 19 Relaxation:

2.2.1. Relaxation in time period for conducting of board meetings:

(a) 2021年5月3日、MCAは、取締役会の開催時期を緩和する通達を発表しました。2013年会社法において、会社は、毎年最低4回の取締役会を開催し、各取締役会の開催間隔は120日以下である必要があります。今回の緩和により、当該120日間という期間について、追加で60日の延長がなされています。

(b) Please click [here](#) to read the circular.

2.2.2. Relaxation of time for filing forms

(a) 2021年5月3日、MCAは、2021年4月1日から5月31日の間に提出が予定されていた、CHG-1、CHG-4、CHG-9以外のフォームについて、遅れて提出した場合の追加料金の支払いを免除する通達を発表しました。該当する会社や有限責任事業組合は、2021年7月31日までに、追加料金の支払いなしで該当フォームの提出が可能となります。

(b) Please click [here](#) to read the circular.

2.2.3. Relaxation of time for filing charge creation / modification forms

(a) 会社やチャージホルダーは、チャージの作成や変更に関して、作成日や変更日から120日以内にフォームを提出する必要があります。2021年5月3日付のMCAの通達により、チャージの登録期限が以下のように緩和されました。

i. 2021年4月1日から2021年5月31日までの期間は、CHG-1およびCHG-9のフォームの提出必要日数の計算において、カウントされない。2021年5月31日以降にフォームを提出する場合は、2021年6月1日から提出日までの日数に、作成日から2021年3月31日までの経過期間を加えた上で、適用される手数料が請求されます。

ii. 2021年4月1日から2021年5月31日までの間にチャージの作成や変更がなされ、2021年5月31日以降にフォームを提出する場合は、2021年6月1日からフォーム提出日までの日数を加算した上で、適用される手数料が請求されます。

(b) Please click [here](#) to read the circular.

3. 労働法 (LABOUR LAW)

2021 年 5 月の労働法関連の主なアップデートは、以下の通りです。

3.1. Notification on Enforcement of Section 142 of the Code on Social Security, 2020 by Ministry of Labour and Employment

3.1.1. 2021 年 5 月 3 日、労働雇用省は、2020 年社会保障法第 142 条の施行に関する通達を発表しました。

3.1.2. 社会保障法第 142 条では、従業員や未組織労働者を社会保障給付などの受益者として登録し、従業員の Aadhaar 番号により従業員や扶養家族を特定することが規定されています。本通達により、当該データベースを維持するための労働雇用省による Aadhaar 詳細情報の収集が可能となります。

3.1.3. Please click [here](#) to read the circular.

3.2. Notification of Draft Industrial Relations (Central) Recognition of Negotiating Union or Negotiating Council and Adjudication of Disputes of Trade Unions Rules, 2021 by Ministry of Labour and Employment.

3.2.1. 2020 年労使関係法では、産業施設において、使用者と交渉するための交渉組合または交渉協議会を設置しなければならないと規定されています。2021 年 5 月 4 日、労働雇用省は、2021 年労使関係（中央）交渉組合または交渉協議会の承認および労働組合の紛争の裁定に関する規則（交渉協議会規則）のドラフトを発表しました。

3.2.2. 交渉協議会規則のドラフトにおいて、以下の事項について、交渉協議会／組合が交渉可能と規定されています。

- (a) 労働者の等級およびカテゴリーの分類
- (b) 産業施設に適用される常設命令に基づいて使用者が下した命令
- (c) 労働者の賃金（期間、手当、賞与、増額、慣習的譲歩、特権、補償およびその他手当を含む）
- (d) 労働者の労働時間、休息日、1 週間の労働日数、休息間隔、交代制勤務
- (e) 賃金を伴う休暇および休日
- (f) 昇進・異動の方針および懲戒手続き
- (g) 労働者に対する四半期ごとの割り当て方針
- (h) 安全、健康、労働条件に関する基準

- (i) 上記各条項に含まれない、勤務条件や雇用条件に関するその他の事項
- (j) 産業施設の使用者と交渉組合または協議会の間で合意されたその他の事項

3.2.3. また、ドラフトでは以下についても規定されています。

- (a) 事業所の登録労働組合が、労働者の少なくとも 30%を組合員としている場合、その労働組合を唯一の交渉組合として認めるものとする。
- (b) 産業施設の使用者は、産業施設内の労働組合の組合員の検証のため、いずれの労働組合とも利害関係を有しない独立した役員を、検証担当者として任命しなければならない。
- (c) 無記名投票による労働組合員の検証の実施。
- (d) 審判所における紛争の裁定申請方法。

3.2.4. Please click [here](#) to read the circular.

4. 証券法 (SECURITIES LAW)

2021 年 5 月の証券法関連の主なアップデートは、以下の通りです。

4.1. Amendment to the SEBI (Portfolio Managers) Regulations, 2020

- 4.1.1. 2021 年 4 月 26 日、SEBI は、2020 年 SEBI (ポートフォリオ・マネジャー) 規則の改正を発表しました。当該改正により、支配権についての変更を行う際は、SEBI の事前承認が必要となります。
- 4.1.2. また、2021 年 5 月 12 日、SEBI は、支配権の変更が提案された場合にポートフォリオマネジャーが従うべき手続きについて規定した通達も発表しています。通達では、SEBI の承認は 6 カ月間有効であり、ポートフォリオ・マネジャーとの関係を継続するかどうか十分な情報を得た上で判断できるようにすることを趣旨として、承認受領後既存投資家や顧客全員に対して提案されている支配権の変更を通知すること、が規定されています。

4.1.3. Please click [here](#) and [here](#) to read the SEBI notification and the circular.

4.2. Amendment to SEBI (Prohibition of Insider Trading) Regulations, 2015

- 4.2.1. 2021 年 4 月 26 日、SEBI は、2015 年 SEBI (インサイダー取引の禁止) 規則を改正する通達を発表しました。改正に伴い、規則の第 7 条(1)(a)項が省略されています。第 7 条(1)(a)項では、規則の発効日時点で証券取引所に上場している会社のプロモーター、重要管理職、取締役による、30 日以内の最初の開示について、規定されていました。

4.2.2. なお、プロモーター、重要管理職、取締役の任命時の最初の開示は、規則第 7 条(1)(b)に規定されている通り、7 日以内に行わなければなりません。

4.2.3. Please click [here](#) to read the SEBI notification.

4.3. **Amendment to the SEBI (Alternative Investment Fund) Regulations, 2012**

4.3.1. 2021 年 5 月 5 日、SEBI は、2012 年 SEBI (オルタナティブ投資ファンド) 規則の改正に関する通達を発表しました。

4.3.2. 「スタートアップ」という言葉の定義が導入されました。この定義には、産業・内国貿易振興局が定めた一定の基準を満たす民間の有限会社や有限責任事業組合が含まれます。エンジェルファンドによるスタートアップへの投資が認められるようになったため、正確な言葉の定義が求められていたため、定義設定は歓迎されるものです。その他の条件としては、30 億ルピーを超える関連企業グループによる推進やスポンサー支援がないこと、エンジェル投資家との家族関係がないこと、等です。

4.3.3. 今回の改正により、ベンチャーキャピタルの定義が変更され、全ての非上場国内企業が含まれるようになりました。

4.3.4. カテゴリー I および カテゴリー II のオルタナティブ投資ファンドは、投資可能資金の 25%を超えて、直接的または間接的に 1 つの投資先企業への投資ができなくなりました。また、カテゴリー III のオルタナティブ投資ファンドについても、10%の投資上限が課せられています。投資可能資金とは、投資家が拠出した資金総額から、推定管理費を差し引いたものをいいます。これまでは、間接的に投資を行う場合であれば、上記の上限を超える 1 つの投資先企業への投資は認められていました。

4.3.5. 他のオルタナティブ投資ファンドのユニットに投資することが債券発行説明書にて認められている場合、他のオルタナティブ投資ファンドの投資受け入れやユニットの募集はできません。

4.3.6. オルタナティブ投資ファンドが、自らのマネージャーもしくはスポンサー、またはそれらのアソシエイトが管理もしくはスポンサーとなっている他のオルタナティブ投資ファンドのユニットに投資することを希望する場合、投資家の 75%の事前承認を得る必要があります。

4.3.7. 行動規範が規則に導入されており、すべてのオルタナティブ投資ファンド、主要管理職、取締役または指定パートナー、受託者、受託会社、受託会社の取締役、マネージャーとその主要管理職、投資委員会のメンバーがいる場合、規範の遵守が求められます。規則第 4 スケジュールにて、各自が満たさなければならない具体的な要件が定められています。

4.3.8. Please click [here](#) to read the SEBI notification.

4.4. **Amendment to the SEBI (Listing Obligations and Disclosure Requirements) Regulations, 2015**

- 4.4.1. 2021年5月5日、SEBIは、2015年SEBI(上場義務と開示要件)規則の改正を発表しました。
- 4.4.2. 規則の最も重要な改正点は、プロモーターの再分類手続きに関するものです。再分類プロセスのスケジュールが統合され、取締役会から株主総会までの期間は、最小で1ヶ月、最大で3ヶ月となりました。また、再分類を求めるプロモーターの株式保有率が1%未満であり、上場企業を支配していない場合には、再分類に関する株主の承認は不要です。さらに、再分類が規制当局による命令に従ったものである場合や、オープンオファーやアレンジメント・スキームに従ったものである場合には、再分類の意図がオファーレーターやアレンジメント・スキームにて開示されていることを条件に、プロセスが緩和されます。
- 4.4.3. 規則第7条(3)項および第40条(9)項の改正により、上場企業およびその株式移転機関が証券取引所に対して発行する必要があるコンプライアンス証明書は、これまでの半期毎の発行から、年1回の発行に変更されました。
- 4.4.4. 今回の改正では、上場企業のリスク管理委員会の構成と運営に関する枠組みも変更されました。時価総額上位1000社の上場企業は、リスク管理委員会を組織し、関連するすべての規定に従うことが義務付けられています。改正においては、リスク管理委員会の構成方法と役割についても定められており、詳細についての上場企業の年次報告書での開示が求められます。
- 4.4.5. 規制の24A項に、秘書コンプライアンス報告書の提出という新たな要件が追加されました。すべての上場企業は、各会計年度末から60日以内に、証券取引所に当該秘書コンプライアンス報告書を提出する必要があります。また、27項に基づく四半期コンプライアンス報告書は、従来の四半期終了後15日以内ではなく、21日以内の提出に変更されています。
- 4.4.6. その他の変更点として、時価総額上位1000社の上場企業は、配当政策維持の義務付けが挙げられます。
- 4.4.7. 上場企業のウェブサイト上にて要求される開示リストについても、改正が行われています。
- 4.4.8. Please click [here](#) to read the SEBI notification.
- 4.5. **SEBI Circular on Business Responsibility and Sustainability Reporting by listed entities**
- 4.5.1. 2021年5月10日、SEBIは、時価総額上位1,000社の上場企業のBRSR形式での報告を義務付ける通達を発表しました。BRSRは、現在上場企業に義務づけられているBusiness Responsibility Reportingに代わるものです。BRSR報告は、2021年~22年の会計年度では任意であり、2022年~23年の会計年度より、義務化されます。これに関連して、規則にも各種改正が加えられています。
- 4.5.2. BRSRを通じて行すべき主要な開示事項には、以下のようなものがあります。

- (a) 上場企業の重要な環境・社会・ガバナンス（ESG）リスクの概要
- (b) サステナビリティに関する目標及びターゲット
- (c) 資源使用量、大気汚染排出量、温室効果ガス排出量等の環境関連の開示
- (d) 従業員、バリューチェーン、コミュニティ、消費者を対象とした社会関連の開示

4.5.3. 新たな報告形式により、上場企業の投資家は、ESG パラメータに関する標準化された情報の入手が可能となります。これにより、透明性が向上し、持続可能性に関連するリスクと機会について投資家が適切に特定・評価できるようになり、投資判断に役立つことが期待されています。

4.5.4. Please click [here](#) to read the SEBI Circular.

4.6. **Consultation paper by SEBI on 'Review of the regulatory framework of promoter, promoter group, and group companies under the SEBI (Issue of Capital and Disclosure Requirements) Regulations, 2018'.**

4.6.1. 2021年5月11日、SEBIは、「2018年SEBI（資本金の発行と開示要件）規則によるプロモーター、プロモーターグループ、グループ会社の規制枠組みの見直し」に関するコンサルテーション・ペーパーを発表しました。主提案事項の一部は、以下の通りです。

- (a) 「会社のプロモーター」という概念から「支配者」への移行：規制によれば、プロモーターとは、会社の機能に対して支配力を行使している者、または上場企業の募集要項や年次報告書にそのように記載されている者を指します。ここ数年、上場企業の株式構成は大きく変化しており、ほとんどの企業において、投資家の株式保有率がプロモーター・グループの株式保有率よりも大きくなっています。企業の募集要項や年次報告書に記載されている人物が、実際には企業の業務について支配していない可能性もあります。したがって、追加のコンプライアンス責任や義務を実際に上場企業を支配している者に適正に課すためにも、プロモータープロモーター・グループ必要であった、と強調されています。
- (b) 公募増資の際の最低発起人の出資金と他の株主の出資金のロックイン期間の短縮：発起人の最低出資額のロックイン期間を、現行の3年から1年に短縮することが提案されています。さらに、最低出資額を超えるプロモーターの持ち株を含む発行前の残りの資本は、1年ではなく6ヶ月間のロックインが求められます。
- (c) 「プロモーター・グループ」という用語の定義の訂正：ある企業グループが20%以上の株式を保有し、かつ、その企業グループが上場企業に対しても20%の株式を保有している場合は、当該グループからは除外されることとなります。プロモーター・グループの定義を合理化し、共通の機関投資家を持つ無関係の会社を「プロモーター・グループ」の範囲から除外することが趣旨です。

(d) グループ会社に対する開示要求の合理化

4.6.2. Please click [here](#) to read the SEBI consultation paper.

4.7. Report by SEBI technical group on Social Stock Exchanges

4.7.1. 2021年5月6日、SEBIによって結成された技術グループは、インドにおける「ソーシャル証券取引所」の設立に関する報告書を発表しました。

(a) 提案されているソーシャル証券取引所においては、非営利団体および営利目的の社会的企業の上場も認められています。

(b) ソーシャル証券取引所への上場は、その社会的影響力に基づいて選択されるものとされています。企業は、2013年会社法スケジュール VII に記載されている活動、持続可能な開発目標、Niti Aayog によって特定されたその他優先分野に基づく 15 の広範な適格活動のうち、いずれか 1 つに焦点を当てなければなりません。また、企業の活動は、社会において十分なサービスを受けられない、恵まれていない部分に焦点を当てたもの必要があります。対象となる活動には、教育、貧困、男女平等、環境維持等があります。

(c) 上場を希望する企業は、収益、支出、または顧客基盤の 67%以上がいずれかの適格活動の一部であることを示す必要があります。

(d) 親会社から資金提供を受けている企業財団、政治的または宗教的な関係を持つ機関、専門家または業界団体は、ソーシャル証券取引所に上場する資格を有さないものとします。

(e) 非営利団体は、株式の発行（2013年会社法第8条に基づき設立された会社の場合）、ゼロクーポン・ゼロプリンシパル債、ソーシャル・インパクト・ファンド、ミューチュアル・ファンドを通じての資金調達認められます。

(f) 非営利団体は、上場承認前に、まずソーシャル証券取引所への登録が必要となります。登録のプロセスや必須資格基準については、技術グループの報告書に記載されています。

(g) 営利目的のソーシャル企業は、持分証券や負債証券の上場が認められ、ソーシャル・インパクト・ファンドや開発インパクト・ボンドを通じて資金を調達することができます。

4.7.2. 報告書において、キャパシティ・ビルディング・ファンドの設立と、ソーシャル・ベンチャー・ファンドを取り巻く現行の規制の枠組みの改正も規定されています。

4.7.3. ソーシャル証券取引所に上場する企業の情報開示要件についても定められており、社会的影響に関する年次報告書の作成および開示、利害関係者の救済についての開示、プログラム全体の資金利用の詳細に関する開示、等が含まれます。

- 4.7.4. Please click [here](#) to read the report of the SEBI technical group.
- 4.8. **Consultation paper by SEBI on the proposed framework for a Gold Exchange in India and the draft SEBI (Vault Managers) Regulations, 2021.**
- 4.8.1. 2021年5月17日、SEBIは、インドにおける金取引所設立および2021年SEBI（金庫管理者）規則に関するコンサルテーションペーパーを発表し、利害関係者からのコメントを募集しています。
- 4.8.2. 金取引所での金の取引については、3つの段階に分けて行われることが提案されています。金の現物を金庫管理者に預託し、金庫管理者が電子金受領証（EGR）を作成して預託者に発行します（第1段階）。電子金受領証を金取引所にて自由に取引できるようになります（第2段階）。電子金受領証は、受益者が保管管理者に預けることにより、金の現物に戻すことができます（第3段階）。
- 4.8.3. 独立した取引所の設立、取引のためのデノミネーション、金庫管理者間の相互運用性、税制上の優遇措置や免除等に関するいくつかの重要な質問について、コメントを募集しています。
- 4.8.4. コンサルテーションペーパーには、金庫管理者に関連した規制案も含まれており、SEBIへの金庫管理者の登録義務、純資産の資格基準、金庫管理者のインフラ要件、金庫管理者による記録の維持、SEBIによる金庫管理者の検査、保管されている金地金の損失に関する金庫管理者の補償等について、規定されています。
- 4.8.5. Please click [here](#) to read the consultation paper.
- 4.9. **Amendments to numerous SEBI regulations in relation to amendments to the framework for Innovators Growth Platform (“IGP”).**
- 4.9.1. 2021年5月5日、SEBIは、2011年SEBI（株式の実質的取得および買収）規則、2018年SEBI（資本の発行および開示要件）規則、2015年SEBI（上場義務および開示要件）規則の各規制に関する改正を発表しました。当該通知は、Innovators Growth Platformの枠組みに関連して、2021年3月25日付の取締役会でSEBIが承認した変更を有効にするためのものです。
- 4.9.2. Please click [here](#) to read our earlier newsletter covering the proposed amendments to the Innovator’s Growth Platform.

5. 外国為替法（FOREIGN EXCHANGE LAWS）

2021年5月の外国為替法関連の主なアップデートは、以下の通りです。

- 5.1. **RBI Circular on sponsor contribution to an AIF set up in overseas jurisdiction**

- 5.1.1. 2021年5月12日、RBIは、国際金融サービスセンター（IFSC）を含む海外の管轄区域で設立されたオルタナティブ投資ファンドへのインド企業によるスポンサー拠出金の提供を認めるとした通達を発表しました。
- 5.1.2. 2015年SEBI（国際金融サービスセンター）ガイドラインにおいて、IFSCでの運用を希望するオルタナティブ投資ファンドは、ガイドライン上の登録に関する規定を遵守する必要があります。当該ファンドのスポンサーおよびマネージャーはIFSCにおいて設立された企業でなければならず、750,000ドルもしくは元本の2.5%以上のいずれか低い方を継続的に維持する必要があります。
- 5.1.3. これまで、インドの企業が、海外で設立されたオルタナティブ投資ファンドのマネージャーやスポンサーとして活動することの是非や、投資要件を維持するために必要な資金の提供に関するRBIの承認の必要性については、不明瞭でした。また、後にファンドがインド企業に投資する際のラウンド・トリッピングについても、潜在的な懸念がありました。
- 5.1.4. 今回の通達にて、インド企業は、規則に基づく一定の条件の下で、スポンサーやマネージャーとしての出資を行うことができるようになり、そのような出資は海外直接投資として取り扱われることが明確になりました。また、インド企業は、RBIの承認を得ることなく、IFSCまたはその他の海外の管轄区域で設立されたオルタナティブ投資ファンドのスポンサーおよびマネージャーを務めることができるようになり、その後のインド企業への投資も可能となりました。
- 5.1.5. Please click [here](#) to read the RBI circular.

5.2. **Enhancement of overall limit for overseas investment by AIFs and Venture Capital Funds**

- 5.2.1. 2021年5月21日、SEBIは、オルタナティブ投資ファンドおよびベンチャーキャピタルファンドによる海外投資の総枠を拡大する旨の通達を発表しました。現在は、投資可能資金の25%を上限として、海外企業への投資が認められており、海外の非上場企業への投資を希望するオルタナティブ投資ファンドおよびベンチャーキャピタルファンドは、投資提案をSEBIに提出し、事前に承認を得る必要があります。海外投資総枠は、7億5,000万ドルであり、これを超えるとSEBIの承認が得られませんでした。当該限度額が15億ドルに引き上げられています。その他の規定については、特に大きな変更はありません。
- 5.2.2. Please click [here](#) to read the SEBI circular.

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in